

東日本大震災に係る消防団員等の公務災害補償等の現状について
(平成 24 年 2 月 29 日現在)

平成 24 年 2 月 29 日

消防団員等公務災害補償等共済基金

1. 消防団員等の被災状況（公務災害等該当（見込）者に限る。）

(ア) 消防団員等の被災状況（表 1）

東日本大震災において被災し、死亡又は行方不明となっている東北三県（岩手県、宮城県、福島県）の消防団員等のうち、当基金において、公務災害等に該当すると見込まれる方は、合計で 201 人となっており、県別に見ると、岩手県 90 人、宮城県 87 人、福島県 24 人となっています。このうち、被災した消防団員は 198 人であり、法律に基づく作業従事者は、3 人となっています。

（平成 23 年 11 月 20 日現在の内容から変更ありません。）

（表 1）消防団員等の被災状況

県	市 町 村	人 数 (うち、() は、作業従事者)
岩 手	宮古市	1 6
	大船渡市	3
	陸前高田市	3 4
	釜石市	8
	大槌町	1 4
	山田町	8
	田野畑村	4
	野田村	3
	計 (8 市町村)	9 0
宮 城	仙台市	3
	石巻市	1 9
	気仙沼市	7
	名取市	1 7 (1)
	多賀城市	1
	岩沼市	8 (2)
	東松島市	8
	亘理町	1
	山元町	1 0
	七ヶ浜町	2
	女川町	7
	南三陸町	4
	計 (12 市町)	8 7 (3)
福 島	相馬市	1 0
	南相馬市	9
	新地町	1
	浪江町	3
	檜葉町	1
	計 (5 市町)	2 4
合計 (25 市町村)		2 0 1 (3)

（注）当基金が関係組合（消防補償事務を共同処理している岩手県市町村総合事務組合、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合及び福島県市町村総合事務組合）・市町村（以下「関係組合・市町村」という。）からの災害発生速報等に基づいて整理したもので、精査の結果、異動することがあります。

(イ) 被災消防団員の年齢構成（表 2）

被災消防団員の年齢構成を見ると、40 歳代が 64 人（32.3%）と最も多く、次いで 30 歳代が 56 人（28.3%）、50 歳代が 35 人（17.7%）となっています。

（平成 23 年 11 月 20 日現在の内容から変更ありません。）

（表 2）被災消防団員の年齢分布

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	計（人）
岩手県	10	24	31	16	8	1	90
宮城県	4	19	25	18	16	2	84
福島県	2	13	8	1			24
合 計	16	56	64	35	24	3	198
割 合	8.1%	28.3%	32.3%	17.7%	12.1%	1.5%	100.0%

(ウ) 被災消防団員の活動状況（表 3）（表 4）

- ① 被災消防団員のうち、震災後の捜索活動等に伴う疾病により死亡した消防団員 1 人を除く消防団員の被災時における活動状況を見ると、「避難誘導」が最も多く 118 人（59.9%）、次いで「出動途上」が 32 人（16.2%）、「避難等」が 25 人（12.7%）となっています。
- ② なお、被災時に水門閉鎖に当たっていた方は 3 人ですが、被災時の直前に「水門閉鎖」又は「水門状況確認」に当たっていた方を合わせると、59 人（29.9%）が水門閉鎖等に関係していたと見られます。

（表 3）被災消防団員の活動状況

活動状況	岩手県	宮城県	福島県	合計（人）
① 水門閉鎖	2	1		3
② 警戒・救助	10→11	6→1		16→12
警戒・救助等（水門閉鎖後）	6→7			6→7
警戒・救助等（避難誘導後）	4			4
警戒・救助等（広報活動）		6→1		6→1
③ 避難誘導	45→44	59→61	13	117→118
避難誘導（水門閉鎖後）	27→25	3		30→28
避難誘導及び広報活動		2→12		2→12
避難誘導	18→19	54→46	13	85→78
④ 移動等	6	1		7
移動等（水門閉鎖後）	5	1		6
移動等（水門状況確認のため）	1			1
⑤ 出動途上	17	10→13	2	29→32
⑥ 避難等	10	6	9	25
避難等（水門閉鎖後）	8	6		14
避難等（避難誘導後）	2		9	11
合 計	90	83	24	197
（再掲） 水門閉鎖等に関係するもの	49→48	11		60→59

（注）本表は、被災消防団員の被災時における活動状況及びその直前の活動状況を当基金が関係組合・市町村からの災害発生速報等に基づいて整理したもので、精査の結果、異動することがあります。

（本表中の赤字の箇所については、平成 23 年 11 月 20 日後に提出のあった事故状況等証明書の内容を精査した結果、変更となったものです。）

(表 4) 作業別の事例

従事作業	内 容
水門閉鎖	大津波警報発令により出動し地区内の水門を閉鎖中、津波に巻き込まれて溺死した。
警戒・救助等	水門閉鎖後、避難誘導を行い民家に取り残された住人を救助中、津波に流された。
	消防車両で避難誘導中、海に流されそうな者を発見し、その救助中に津波に流された。
	積載車で一旦、漁港に集合してから漁港周辺の警戒活動を行っていたところ、津波に襲われた。
避難誘導	水門閉鎖後、屯所に戻り屋上で半鐘を鳴らし避難誘導していたところ、屯所もろとも津波に流された。
	所属班の管轄地域のお年寄りを、自家用車で繰り返し避難誘導を行っているときに津波に襲われた。
	水門を閉鎖し屯所付近で避難誘導した後、消防車両に乗車していたところを津波に流された。
出動途上	津波警報発令を受け、自家用車で屯所に向かう途上津波に襲われた。
	大津波警報により職場から消防団詰所へ向かう途中、津波に巻き込まれた。
	分団長と連絡を取った後、ポンプ置場に自家用車で向かう途上で渋滞に巻き込まれて いる時に津波にのまれ、車の下敷きとなる。
	ポンプ置場に向かう途中渋滞に巻き込まれたため、付近に車を駐車して徒歩で向かう 途中、津波に巻き込まれた。
避難等	ポンプ自動車で避難広報、水門閉鎖を行った後、津波が迫ってきたので、屯所に戻り 自家用車に乗り換えて避難している途中で津波に巻き込まれた。
	ポンプ車で避難誘導に従事していたが、津波が押し寄せてきたため詰所前に停車、下 車し山へ避難を始めたが、津波に巻き込まれた。
	水門閉鎖に行き、先着していた団員と門扉を閉鎖した後、避難状況を確認中に津波に 巻き込まれた。

(注) 本表は、被災消防団員の被災状況の具体的事例を基金が関係組合・市町村からの災害発生速報等に基づいて整理したものです。

(本表中の赤字の箇所については、平成 23 年 11 月 20 日後に提出のあった事故状況等証明書の内容に基づき、一部変更しています。)

2. 被災消防団員等に係る公務災害認定等の状況及び災害補償費の支給状況

被災消防団員等 201 人のうち 200 人は既に関係組合・市町村から公務災害の認定等を受けており、更にそのうちの 181 人（認定者のうち 90.5%）分については、ご遺族からの請求に基づき、既に当基金から災害補償費が支給されています。

災害補償費既支給額ですが、平成 23 年度分として損害補償費については、遺族補償費として遺族補償年金が 149 人に対し 3 億 4,600 万円、同じく遺族補償一時金が 30 人に対し 4 億 3,200 万円支給されています。また、葬祭補償費が 162 人に対し 1 億円支給されており、損害補償費全体では 8 億 7,800 万円となっています。

福祉事業費については、遺族特別支給金（支給額 300 万円）が 177 人に対し 5 億 3,100 万円、遺族特別援護金（支給額 1,860 万円）が 177 人に対し 32 億 9,200 万円支給されています。また、遺族特別給付金（年金）が 147 人に対し 7,600 万円、同（一時金）が 29 人に対し 8,500 万円、その他奨学援護金等が 59 人に対し 1,800 万円、それぞれ支給されており、福祉事業費全体では 40 億 200 万円となっています。

損害補償費と福祉事業費を合わせますと、48 億 8,000 万円となっています。

（表 5）災害補償費既支給額

単位：人、百万円

支 給 種 目			人数	支払額
損害補償費（※1）	遺族補償費（※2）	年 金	149(2)	346
		一時金	30(1)	432
	葬祭補償費（一時金）（※3）		162(2)	100
	計			878
福祉事業費（※1）	遺族特別支給金（一時金）（※4）		177	531
	遺族特別援護金（一時金）（※5）		177	3,292
	遺族特別給付金（※6）	年 金	147	76
		一時金	29	85
	奨学援護金等（※7）		59	18
	計			4,002
損害+福祉	合 計			4,880

備考 表中の各人数については、各支給種目で支給事由が発生しない場合があることなどから、支給人数（181 人）とは一致しない。

（注）人数の（ ）内は、作業従事者です。

※1 損害補償費は、市町村等の公務災害補償条例で規定されている補償であり、福祉事業は、法律に基づき、基金が市町村等に代わって団員又はその遺族に給付しているもので、損害補償を補完する付加給付です。

※2 遺族補償費は、団員等が公務により死亡した場合に年金又は一時金を支給するものです。

※3 葬祭補償費は一時金で、団員等が公務により死亡した場合に、葬祭を行なう者に対し一定の額を支給するものです。

※4 遺族特別支給金は一時金で、弔慰金的なものとして支給するものです。

※5 遺族特別援護金は一時金で、一時的な出費に対し生活援護を目的に支給するものです。

※6 遺族特別給付金は、損害補償の遺族補償の付加給付として、遺族補償費の 20/100 を支給するものです。

※7 奨学援護金は、遺族に在学者がいる場合で学資の支弁が困難な場合に支給するものです。